

仕様書等に関する質疑書

このことについて、次のとおり質問（回答）します。

案件名 寒川町小中学校GIGAスクール端末等の売払い（単価契約）

番号	質問事項	回答
1	仕様書の2, 買取条件の2番目の項目について 「小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績を十分に有していること」が受託条件となりますが、具体的には国に提出している報告書「使用済小型電子機器等の再資源化の実施の状況の報告書」の「e) 再使用を行った場合にあっては、再使用を行った小型電子機器等の全部又は一部の種類ごとの数量」が本件の台数を上回っている事業者のみが参加資格を有するという認識でよろしいでしょうか。 また、現時点で環境省・経済産業省が内容確認中です。そのため正式な受領報告は受けておりません。（例年、両省からの受領報告は秋頃となります。本件は各事業者共に共通と思われます。）両省に正式受領済の令和6年度の報告書を提出する前提でよかったでしょうか？	一般競争入札参加資格については、ご認識のとおりです。 また、実績報告書について、令和7年度の実績については、両省に申請した書式（両省正式受領済みでなくて構いません）にて、一般競争入札参加申込時にご提出をお願いします。なお、両省正式受領済みの令和6年度の報告書については、提出は必須ではありませんので、ご提出については任意とさせていただきます。

2	仕様書の2. 買取条件の3番目の項目について GIGA スクール端末の所有権が寒川町（以下、「甲」という。）に帰属している性質を踏まえ、乙は甲が進める環境政策において実績（小型家電リサイクル法に基づく処理実績）があることが望ましい。とありますが、 小型家電リサイクル法に基づく寒川町での処理実績について入札時もしくは契約時に提出する必要があるという認識でよろしいでしょうか？	寒川町での処理実績について、提出は必須ではありませんが、当町での処理実績がある場合は、一般競争入札参加申込時に任意の書式でご提出をお願いします。
3	仕様書の3. 業務内容の1番目の項目について 乙は、甲の義務教育学校で使用していた GIGA スクール端末等を回収し、小型家電リサイクル法において認定を受けた乙の再資源化事業計画（以下、「認定計画等」という。）に従い、回収したGIGAスクール端末等を再使用・再資源化する。 とありますが、 認定計画に基づき適正処分が行えると証明するため、以下の書類について事前に提出が必要となる理解でよろしいでしょうか？ ・直接回収の許可（認定計画の別紙1、2） →本件は市内18校からの直接回収を行う仕様となっているため、小型家電リサイクル法における直接回収の許可が必要となります。 ・再資源化の許可（認定計画の別紙1, 3, 4, 5） ・再使用の許可（認定計画の別紙1, 3, 5, 6） →端末を再使用（リユース）する場合も同法において許可が必要となります。	「公告文及び入札概要書」の「3. 入札参加資格」（5）及び「仕様書」の「2. 買取条件」に記載のとおり、一般競争入札参加申込時に、認定を受けていることを証する書類として、認定計画の認定証及び別紙1～7のご提出をお願いします。

	・収集運搬事業者（認定計画の別紙7） →収集運搬を委託する場合、同法において許可された事業者にのみ委託が可能となります。	
4	仕様書の9．処分方法の2番目の項目について GIGAスクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。 とあります。近年、徳島県の事案をはじめ、委託先・再委託先を含めた情報管理の重要性が一層高まっていると認識しておりますが、過去（直近10年程度）に情報漏洩事故を起こした事業者に対して参加資格は認められますでしょうか？	過去（直近10年程度）に情報漏洩事故を起こした事業者に対して参加資格は認められるかどうかについて、明確に定めてはおりませんが、過去に情報漏洩事故を起こしていない事業者であることが望ましいと考えております。

【質疑受付期間】 令和8年9月8日（火曜日）から令和8年9月10日（木曜日）午後4時まで

【質疑回答】 令和8年9月14日（月曜日）予定

【留意事項】

- ・行が不足する場合は、下に追加してください。
- ・質問事項を記載し、電子メール（keikaku@town.samukawa.kanagawa.jp）にて寒川町資産経営課宛てご送付ください。
なお、電子メール送信後は、寒川町資産経営課（0467-37-3195 直通）へその旨を電話でご連絡ください。
- ・回答はホームページにて閲覧に供します。質問をしなかった事業者についても、ご確認ください。